

令和 7 年

第 2 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 7 年 2 月 7 日

前橋市農業委員会

令和7年 第2回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和7年2月7日 午後2時00分
- ・閉会日時 令和7年2月7日 午後3時36分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（22人）

1 番 石村 利夫	2 番 澁澤 聖一	3 番 小堀 清	4 番 星野 和幸
5 番 松島 敏男	6 番 伊能 良雄	7 番 関 けい子	8 番 横室 辰雄
9 番 坂本 忠	11 番 平野 豊一	13 番 阿久津 昌枝	14 番 松田 智之
15 番 茂木 啓二	16 番 栗原 博	17 番 奥野 芳男	18 番 伊藤 晴夫
19 番 山口 かず子	20 番 狩野 富一	21 番 小林 要	22 番 石井 真帆美
23 番 町田 祐介	24 番 猪岡 正一		

・欠席委員（2人）

10 番 井田 健 12 番 須賀 民雄

・事務局出席者

事務局長 片貝 早苗	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 山田 正史	副主幹 望月 優至	主事 山崎 佑香
嘱託員 福島 美咲			

・付議事件

- （1）議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第8号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（5条）
- （3）議案第9号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （4）議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （5）議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （6）議案第12号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について
- （7）議案第13号 農地利用最適化推進委委員辞任申し出に対する農業委員会の同意について

・協議事項

- （1）地域計画に対する農業委員会の意見について
- （2）農用地利用集積促進事業奨励金の審査について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

事務局長	それでは、これより令和7年第2回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇(挨拶)
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、10番 井田 健 委員、12番 須賀 民雄 委員の2名であります。従いまして在任委員22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和7年第2回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。4番 星野 和幸 委員、5番 松島 敏男 委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から19番の審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇(説明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇(意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番は5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号2番を保留することとし、整理番号3番から19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号2番を保留とし、整理番号3番から19番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に議案第8号 農地法の規定による許可申請の取下げ第5条許可申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇(説明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
20番	20番狩野です。頓挫の内容について具体的に確認したいのですが。
佐藤副主幹	こちらのほうは開発の方から排水の見直しについて集まって協議をした際、そもそもの建物の配置等に修正と変更がまとまらずに保留になっていました。このまま保留にしていっても長くなるので、一度取下げをして、まとまったら再度申請をします。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第8号 農地法の規定による許可申請の取下げ第5条許可申請については、整理番号1番を承認とすることに決定します。
議 長	次に、議案第9号 農地法の規定による許可後の計画変更申請第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇(説明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
18番	計画変更の今までの経過と目的を教えてください。

佐藤副主幹	佐藤です。当初、幼稚園のイベント等で駐車場が足りなくなった時に使いたいと申請があり、許可になりました。今回は0から2歳児の園児が増えていく計画があり、園児の人数によって園舎の規模等の規定があるそうなので、それにあわせて園舎を建設したいとのことで、申請になります。駐車場の部分については、今までもイベントのときは詰込みでやっていたそうなので、一部筆は残して、駐車場用地として残りますので、これまでと同じように詰込みで利用したいとのことでした。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第9号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定します。
議 長	次に、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇(説 明)
議 長	なお、整理番号2番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (15番委員)	ご報告いたします。整理番号4条の農地改良の申請です。現地・面接調査案内図は、1ページから8ページです。申請地は、市立石井小学校から北約1kmに位置する農振農用区域内にある農地です。現地案内図は、6ページをご覧ください。面接には、施工業者の従業員と申請代理人の方が来られました。申請法人は、市内で露地野菜、施設野菜及び種苗等を生産販売している農業経営を行う法人で、認定農業者です。申請地は傾斜地で段差があり、ハウスを建てることができないため土砂等で埋め立てし、平坦な一段の土地にするため農地改良を行いたく申請するものです。農地改良後は、水耕栽培用のハウスを建築する計画です。イチゴやミニトマトの苗を栽培する計画です。農地改良の内容ですが、申請地は4筆2段の畑のため、北東の角の群馬用水の本管が埋設されている箇所をさけ、北側を基準に水平になるように盛土を行います。盛土は、多いところで2mほど行い、土量は約4,000立米です。耕土を30cmほど確保し、盛土完了後、埋め戻すとのことです。水耕栽培のため、転圧して使用するとのことです。搬入業者は前橋市富士見町小暮の業者であり、市内を中心に群馬県内の公共工事の建設残土を受け入れる計画です。1日の搬入台数は、10tダンプで32台ほどを予定しているそうですが、毎日32台全部が運ぶわけではないとのことでした。工事中の安全管理は搬入業者がしっかり行うとのことです。南側の隣地とは、高低差が生じるため境界から離して法面を設け、耕土を用いて緑化し、土砂の流出を防止します。大雨に備え南側に素掘りの水路を検討しているとのことでした。調査班としては農地改良の必要性を認め、許可相当と判断しました。
	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から2番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番は先ほどの審議で取下げが承認されましたので、整理番号2番から21番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇(説 明)
議 長	なお、整理番号8番、12番、16番から19番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

ご報告いたします。整理番号5条の8番、売買、露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、9ページから15ページです。申請地は、上毛電鉄北原駅から南東に約450mに位置し、北側は農地、西側は道路、南側は農地と宅地、東側は水路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は13ページです。面接には申請法人の代表者及び申請代理人が来られました。申請法人は、伊勢崎市に本社を置き、運送業・倉庫業を営んでおり県内4か所に物流センターを構え、申請地から1kmほどの所で、前橋物流センターを運営しています。従業員は、約600名、年間の売上額は、102億円ほどとのことです。前橋物流センターの待機場所として申請地の南側に既存の駐車場が確保されているが、駐車場の増設が急務となったため、申請するものです。申請地は、西側道路が狭く大型トラックの出入りは困難なため、申請地の現況に見合った車両を置くとのことです。いずれは、南に隣接する既存と一体で利用する計画とのことです。土地の造成ですが、申請地は2段の土地のため、東側に向かって傾斜をつけて、南側に隣接する既存の駐車場の高さに合わせ整地し、アスファルト舗装します。雨水は、敷地内で浸透処理しますが、大雨に備え、浸透貯留槽を設けるとのことです。入り口は西側に1か所設け、周囲には擁壁と1.2mのネットフェンスを設置するとのことです。外灯を設置する場合は周辺の農地に配慮するとのことでした。調査班としましては、露天駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の12番、売買、特定建築条件付売買予定地用地の申請です。現地・面接調査案内図は、16ページから22ページです。申請地は、市立原小学校から東に約300mに位置し、北側は道路、西側は宅地、南側が道路と宅地、東側が農地と宅地に囲まれた土地改良事業を実施した農地の広がる第1種農地です。第1種農地の不許可の例外の「集落接続」に該当します。現地案内図は20ページをご覧ください。面接には申請法人の代表者及び代理人が来られました。申請法人は、市内に本社を置き、建築業及び不動産業を営んでいるとのことです。従業員は、3名、年間の売上額は、約9,000万円とのことです。富士見町内で特定建築条件付売買予定地用地を探していたところ、生活環境の良い申請地が適地であったため申請するものです。特定建築条件付売買予定地用地の実績はないとのことです。申請地は、特定建築条件付売買予定地5区画を販売します。1区画あたりの面積は90坪程度で、販売価格は、600万円から700万円を予定しているとのことです。許可後、2か月ほどで造成を開始し、販売を始めたとのことです。建物は、27坪程度の木造二階建てを指定する建設業者が建築し、2,000万円ほどで販売したいとのことでした。土地の造成については、宅地部分を緩やかな南傾斜に整地し周囲には擁壁を設けるとのことです。道路部分は、緩やかな東傾斜に整地しアスファルト舗装し、北側には側溝を新設します。道路は位置指定を受け、市に寄付をする予定とのことです。境界の確定は済んでいるとのことです。雨水処理は、敷地内の道路部分に新設する側溝を経由し、東側の既設の道路側溝に放流し、汚水は、合併浄化槽により処理し、新設側溝に放流するとのことです。調査班としては特定建築条件付売買予定地用地の必要性も確認でき、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の16番、17番、売買・賃貸借、店舗・貸店舗用地の申請です。現地・面接調査案内図は、23ページから34ページです。申請地は、道の駅の北西に隣接し、北側、西側は道路、東側、南側は農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は、32ページをご覧ください。面接には申請法人の従業員の方と申請代理人が来られました。申請法人は、市内に本部を置き、ショッピングモールを運営する法人です。従業員は、11,240名で、年間売上額は、3,218億円を見込んでいるとのことです。現在、関東地区を中心に133店舗、市内では8店舗を営業しているとのことです。申請地は、事業地東側に道の駅があり、競合する店舗が少なくショッピングモールとして適地なためスーパーマーケットと貸店舗を新築工事するにあたり申請するものです。来客駐車場は、277台を確保します。今回申請店舗の来客者数は1日あたり3,000人を見込んでおり、従業員数は100名～150名ほどを予定しているとのことです。営業時間は、午前8時から午後9時を予定しているとのこ

とです。当該施設は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に適合するものであり、雨水については敷地内浸透処理、汚水・雑排水については公共下水へ接続し、周辺農地に影響を及ぼさないようにします。調査班としては店舗及び貸店舗の必要性も確認でき、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の18番、19番、売買・賃貸借、店舗用地の申請です。現地・面接調査案内図は、35ページから47ページです。申請地は、道の駅「まえばし赤城」の北西に隣接し、北側、西側は道路、東側、南側は農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は、45ページをご覧ください。面接には申請法人の従業員の方と申請代理人が来られました。申請法人は、埼玉県に本部を置く、全国でホームセンターチェーンを運営する法人です。従業員は、13,700名で、年間売上額は、5,400億円を見込んでいるとのこと。現在、関東地区を中心に現在239店舗、群馬県内では31店舗、市内では5店舗を営業しているとのこと。申請地は、事業地東側に道の駅まえばし赤城があり、競合する店舗が少なくホームセンターチェーン店としては適地なため、ホームセンター（大規模小売店舗）を新築工事するにあたり申請するものです。来客駐車場は、589台を確保します。今回申請店舗の来客者数は1日あたり1,400人ほどを見込んでおり、従業員数は100名ほどを予定しているとのこと。営業時間は、午前6時30分から午後9時を予定しているとのこと。当該施設は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に適合するものであり、雨水については敷地内浸透処理、汚水・雑排水については公共下水へ接続し、周辺農地に影響を及ぼさないようにします。調査班としては店舗の必要性も確認でき、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

11番
望月副主幹

11番です。契約内容が交換とはどのような内容ですか。

今回の北側にあります、20㎡ほどの土地との交換になります。こちらは宅地の一部になっており、農地ではないため、今回の転用の許可申請がないのはそのためです。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号20番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号2番から19番、21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第11号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号2番から19番、21番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号1番、農地法第5条の整理番号20番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事
望月副主幹
議 長

◇（説 明）

◇（説 明）

農地法第3条の整理番号1番、農地法第5条の整理番号20番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長
(22番委員)

ご報告いたします。整理番号3条の1番、整理番号5条の20番、営農型太陽光発電施設、一時転用期間3年経過後の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、48ページから62ページです。申請地は、前橋市総合運動公園から西約300mに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地案内図は、51ページをご覧ください。面接には、申請代理人が来られました。現地調査の結果、太陽光発電施設のパネル下部の農地には、玉ねぎが作付けされており、農地全体では、一部にネギが作付けされていました。また、一部、未作付けのところがありましたが、管理はされていました。また、前回の調査班が現地調査時に確認した、申請地の一部を造園業の資材置場で利用している状況は、改善されていました。

過去3年間の営農状況について確認したところ、許可後の2年間は営農型太陽光発電施設が設

置できず、営農も行えなかったとのことです。昨年は玉ねぎを栽培し、それなりの収量を確保したとのことでしたが、収量8割は確保できなかったとのことです。玉ねぎは出荷せず、自己消費や顧客である施設の従業員に配っていたとのことでした。今後の営農計画ですが、現在、作付けされている玉ねぎは、6月の収穫を予定しているとのことです。また、これから作付け予定のジャガイモについては、7月の収穫を予定しているとのことです。どちらも出荷の予定はなく、昨年同様に自家消費と知り合いへの配布としたいとのことでした。前回の調査班の指導を受け、収量8割を満たせるように営農計画を見直し、準備も進めていることから、調査班としては、一時転用の期間も切れ、違反状態となっていることを考慮し、更新の期間を1年間に短縮し、その1年間の間に法改正後の基準に見合った営農状況に改善することを条件に許可相当と判断したいと考えます。なお、面接時に、次回の更新が認められない場合は発電設備の撤去指導もありえる旨は、説明済みです。

議 長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇（意見・質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号1番の設定期間及び、農地法第5条の整理番号20番の転用期間を1年間に訂正することとし、農地法第3条の整理番号1番、農地法第5条の整理番号20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号1番の設定期間及び、農地法第5条の整理番号20番の転用期間を1年間に訂正することとし、農地法第3条の整理番号1番、農地法第5条の整理番号20番を許可とすることに決定いたします。

議 長 なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。

議 長 次に、議案第12号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

長谷川補佐 ◇（説 明）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇（意見・質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第12号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第12号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定いたします。

議 長 次に、議案第13号 農地利用最適化推進委員辞任申し出に対する農業委員会の同意について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

井草補佐 ◇（説 明）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇（意見・質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第13号について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第13号 農地利用最適化推進委員辞任申し出に対する農業委員会の同意について、同意することに決定いたします。

議 長 次に協議事項（1）地域計画に対する農業委員会の意見について、協議をお願いします。事務

長谷川補佐

議 長

◇◇◇

議 長

◇◇◇

議 長

議 長

長谷川補佐

議 長

◇◇◇

議 長

◇◇◇

議 長

議 長

局の説明を求めます。

◇（説 明）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。地域計画に対する農業委員会の意見について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、協議事項（１）地域計画に対する農業委員会の意見については、原案を決定いたします。

次に協議事項（２）農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（説 明）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、協議事項（２）農用地利用集積促進事業奨励金の審査については、原案を決定いたします。

次に、４４ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（３）までの内容は、

- | | |
|---------------------------|-----|
| （１）法第４条の届出書の受理状況 | ５件 |
| （２）法第５条の届出書の受理状況 | ２０件 |
| （３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況 | １６件 |

議 長

◇◇◇

議 長

以上で説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見・質問等なし）

ご意見等ございませんか。

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』いたします。

（午後３時３６分閉会）